借り曲の唯一の伝存例として貴重である。

二　「神師」と「神隨」

狭野神舞「神師」と祓川神舞「神隨」は、どちらも「カンスイ」と呼び、抜身の刀を持って舞う。両神舞とも太刀(剣)・鉾・長刀等の武具を採り物とする舞が多いが、刀舞の基本となっているのが、「神師」「神隨」である。祓川神舞の「神隨」は、神楽の本祭以外にも、その前夜の内祭に神楽宿で舞われる他、元旦の霧島東神社の歳旦祭・一月八日の御初祓いの行事・春秋の彼岸等の折りに舞われる。又、祓川集落の屋主が亡くなった時には、通夜の晩に遺体の前で「神隨」を舞う慣わしになっている。

歳旦祭の様子を記すと、午前一時、霧島東神社の幣殿に祭の奉仕者が着座。宮司の祝詞奏上の後、「神隨」が幣殿の板の間で舞われる。白衣・青袴の舞人が鈴と真剣を持って舞う。四人が互いに内側に向き合い、真剣を正眼に構えて神歌がある。神歌を最初に詠うのは、オンズと呼ばれる舞のリーダー格である。その神歌は、

○あらたまる年の初めの門松は
　君にちとせのゆづり葉の松

というもので、いかにも正月にふさわしい祝言歌である。正月初の歌として歳旦祭の「神隨」の時のみ詠われる。

この神歌は、諸方の神楽歌に数多く伝わっているばかりでなく、福岡県求菩提山など北九州の田遊びや東海地方の田遊びに類歌を見出す事ができる。初春の予祝行事・芸能である田遊びと神楽は、神歌の上で互いに交渉しあっている事が多いが、これもその一例である。本来、神楽歌であったものが、田遊び歌謡に採用されたものと思われる。

「神師」「神隨」と同系の刀舞は、宮崎県西都市の銀鏡神楽では「神崇(かんすい)」、椎葉神楽では「かんすい」「かんずい」「かんしい」「かんしん」等四通りの曲名があり、高千穂神楽では「神添(かんぞえ)」という。熊本県人吉市と球磨郡一帯に行われている球磨神楽では「神師(かんすい)」といい、福岡県の豊前神楽では「神隨(かんずい)」という等、九州では最もポピュラーな刀舞となっている。曲名としても古く、すでに慶長一三年(一六〇八)の『加治木御日記』に「神師一座」と見えており、立願成就の神楽として舞われた(前出〈史料九〉参照)。

江戸時代の「神師」の様子を示すものとして、狭野の岩元家文書「舞座敷御広め願」が参考になる。宝暦一〇年(一七六〇)七月、狭野権現別当の神徳院は、社頭の舞殿が殊の外狭く、社人達が抜身の刀を持って神楽を舞うので危険である事などを理由に、舞座の拡張を寺社奉行所に願い出た。その口上書(写)の大意を次に示す。

狭野権現社頭の舞殿の舞座は従来、四敷三間であった。神事の時に社人達が抜身の刀を持って四人相並び、舞神楽を行うので、四敷三間では殊の外狭く、何とか勤めてきた。それ故、自然と怪我の用心のため鼓や笛などの役の者五、六人は舞座の隅へ随分と身を寄せており、それ以外に舞座に詰めている筈の社人達は舞座が狭いので、仕方なく御供所へ引き退いて畏まっている。舞を勤める者は舞の半ばに神歌を唱えるが、舞人ばかりでは、中々声が続かず、詰めている社人が助音するのであるが、舞座に詰めている者が多いので、仕方なく鼓・笛などの役の者が助音している。笛などを止めて助音するので、特に助音が続かない。刀舞であるため、怪我の心配があるので舞座を広げて下さるように以前から毎回お願い申し上げてきた。ところが享保元年の霧島山の噴火によって、社頭が残らず焼失してしまい、それ以後、御再興を仰せ付けられた時、当寺の先々住圓清の時から現在に至るまで、これまで通り舞座は四敷四間三間である。刀舞で怪我の心配もある事なので、此の節より舞座敷を六敷三間三尺に広げて造立をお願いしたい。

右の口上書は断簡であるため、全容は不明であるが、翌一一年五月一四日付で寺社奉行所の許しが出ている。その許状の写しによると、舞座敷の広めばかりでなく、向拝の造立も願い出て許されている。抜身の刀を持って四人相並んで舞う神楽の曲名は明記されていないものの「神師」である事は間違いないであろう。江戸時代には祈祷の神楽として内侍舞と共に舞殿で舞われたと推測される。

「神師」「神隨」には曲芸的な動作はないが、狭野神舞の「一人剱」「本剱」「踏剱」、祓川神舞の「剱」「中入(十二人剱)」「納(御花神隨)」など、刀を用いての舞には跳躍性に富む速いテンポで勇壮活発な舞が多い。祓川神舞で特に重要視されている「中入(十二人剱)」は、舞前に支度部屋で宮司による厳粛なお祓いを受け、「六根清浄の祓」で真剣を清めるなど、明らかに他曲とは別格の扱いである。一二人の舞人が錫(輪鈴)と真剣を持って躍動的で激しい動きをみせるが、スキップして駆け足で大きく輪になって廻ったり、二列になって四方に舞ったり、交差したり、また対角線に

も入れ替わるなど様々に隊形を変えるこの舞は、雄大勇壮で圧倒的な迫力に満ち、祓川神舞の白眉である。こうした舞い方は南九州の神楽を特色付けているが、これを現在最も具現しているのが高原神舞であるといってよい[19]。

三　高原神舞の特色と価値

これまでの調査で、明らかになった点は、本報告書の随所に示されているが、最後に、高原神舞の特色と価値に焦点を当てて整理し、総括しておきたい。以下、箇条書きで示す。

(一)　旧薩摩藩領の神舞の様式を最もよく伝えている事。鹿児島県の神舞の殆どが衰退している今日、宮崎県でありながら、神舞の特色である大宝の注連などをはじめ御講屋と呼ばれる大がかりな舞庭を設け、夜を徹して神舞を行っている点は特筆に値する。

(二)　高原神舞の起源は中世期に遡ると想定されるが、史料的には江戸前期である。社人による神舞としてその伝統をよく伝えている事。現在は保存会組織のもとに社家の子弟や地域住民の子供達も神舞に参加し、狭野では「花舞」「踏剱」など、祓川では「壱番舞」「式三番」「剱」「箕振」等の舞で重要な役割を果たしている。

(三)　祓川神舞の「門境」は、唯一神道の神楽改革の影響が見られる他、神楽全体として神道化している。廃絶した曲目もあるが、神楽の変遷の具体相を示すものとして貴重である。特に「門境」は旧薩摩藩領における宿借り曲の現行曲として重要な意義を持つ。

(四)　芸態的には素面の採り物舞と仮面舞から成る。採り物には太刀(剣)、鉾・長刀など武具を用いる舞が多い。特に祓川神舞の「中入(十二人剱)」のようにスキップして隊形を変えてしまう舞は、極めて地域的な特色に富む。又、錫(錫杖・輪鈴)を用いるなど霧島修験の痕跡と思われる採り物も注目される。一方、仮面舞も少なくないが、神面の者が出現して舞を見せるものが多く、問答神楽もあるが演劇性は希薄である。岩戸神話と結びついた仮面舞は極めて少ない。

(五)　神舞と霧島信仰との関係が深い事。「鉾舞」「田の神舞」など霧島信仰を反映する曲目があり、他の舞でも霧島山を鑽仰する神歌が詠われている。又、狭野では神舞終了後に霧島講が行われているなど民俗学的にも注目される。

(六)　狭野神舞に使用される楽器は、締太鼓・笛・鉦(摺り鉦)の三種である。神楽の多くが、銅拍子と呼ぶ二枚の薄い円盤状の鉦を打ち合わせて鳴らすのが一般的であるが、狭野神舞の場合は、念仏踊系統の大きく重い鉦で、南九州各地の太鼓踊りの鉦を取り入れた可能性もある。現存する最古の楽器である狭野神舞の摺り鉦には、寛延四年(一七五一)の刻銘がある。しかし、狭野権現の社人役付(『社方含蔵帳』)によると、延宝六年(一六七八)には鐘之役が見えており、この鐘が摺り鉦であったかは不明、又、調拍子役も見える事から銅拍子系の鉦もあったと考えられる。東御在所(霧島東神社)の場合は、享保一一年(一七二六)と天保一五年(一八四四)の社人役付に鐘之役がなく、どちらも調拍子役のみであり、現在も銅拍子系の二枚の円盤状の鉦を使用している。

(七)　神楽歌の歌い方にも大きな特色がある。多くの神楽では神楽歌を歌いながら舞うのに対して、高原神舞では立ったままか座ったまま・静止した状態で神楽歌を歌う。つまり、神楽歌と舞とが整然と別れている点、独自性がある。

(八)　高原神舞の神楽面は、中世から近世にかけての神楽面で、仮面史の上からも貴重である事。特に狭野神社の神楽面の中には、中世の猿楽面が古く神楽に取り込まれたと思わせるものがあり、祓川の神楽面は出雲系神楽面の影響を受けている。

以上、総括として高原神舞の特色と価値について述べたが、高原神舞最大の価値は、これほど大規模な神舞を毎年行っており、神舞に関係する人々が、神楽を心の支え・生き甲斐として真剣に取り組んでいる事である。したがって神楽が活き活きしており、形骸化していない。多くの観客を惹き付けているのもこのためであろう。狭野・祓川の神楽保存会の人達はいうまでもなく、狭野神社・霧島東神社、さらには地域住民の一体感は素晴らしいものがある。このかけがえのない高原神舞が高千穂峰の美しい山容と共に、いつまでも永続する事を祈って筆を置く。

註(1)　都城島津家文書　(『宮崎県史　史料編　中世二』)

(2)『八代日記』(熊本中世史研究会編　青潮社　昭和五五)
(3)木脇家文書「真幸院記」(『宮崎県史　史料編　中世二』)
(4)『大日本古記録　上井覚兼日記　上』(東京大学史料編纂所編　岩波書店　昭和二九)
(5)永井家文書(『宮崎県史　史料編　近世五』)
(6)「旧記雑録後編二」(『鹿児島県史料　旧記雑録後編二』)
(7)「旧記雑録後編三」(『鹿児島県史料　旧記雑録後編三』)
(8)木脇家文書「三俣院記」(『宮崎県史　史料編　中世二』)
(9)「旧記雑録後編四」(『鹿児島県史料　旧記雑録後編四』)
(10)「旧記雑録後編四」(『鹿児島県史料　旧記雑録後編四』)
(11)『宮崎県史料　第五巻　佐土原藩島津家日記(一)』
(12)『肥後国史料叢書　第三巻　南藤蔓綿録』
(13)永浜家文書「高原所系図壱冊」(『宮崎県史・史料編　近世五』)
(14)渡辺伸夫「鹿児島県入来神舞資料」(『演劇研究』第一四号、平成三)。なお、本資料の筆者は押領司兼次で祁答院町薗牟田に鎮座する日吉山王大権現(日枝神社)の社司であった。本資料は本来薗牟田神舞のものとも考えられる。
(15)『神道体系　神社編四五　肥前・肥後・日向・薩摩・大隅国』
(16)『宮崎県史　史料編　近世五』
(17)『宮崎県史　史料編　近世五』
(18)永浜家文書「高原所系図壱冊」(『宮崎県史　史料編　近世五』)
なお、近藤喜博編『白川家門人帳』(清文堂出版、昭和四七)には、狭野権現の社人達の白川家入門の記録が見えている。入門年月日・入門の種類・許状の種類・内容・礼金などが記載されている。参考として次に掲げておく。

日向國貳番

諸縣郡高原
霧嶋山、狭野之神社神主
岩元石見
藤原正雄

慶應三年八月廿三日
一、初入門　神拝式　奉幣式
解除式　清祓式　―此分員外他
神饌式　四点御礼三百疋ヅヽ
許状　冠布齋服　外ニ五拾疋ヅヽ四ツ、役方
御禮千疋　外ニ貳百疋役方
貳朱取次

同日　同社々司
一、同　神拝式　日高右近
風折浄衣　藤原貞潔
御礼五百疋
外ニ百疋役方
壹朱取次中

同日　同社々司
一、同　同上　岩元兵庫
御礼同上　藤原正方
右三人、松平修理大夫殿京留主居、内田仲之助より添翰持参

同月廿七日　同社々司
一、同　神拝式斗　日高出雲　藤原貞次
御礼金同上　出願　申次　岩元石見
参殿　日高右近
右今日歸國出立之処、出雲義所労
ニ而、上京無之候へ共、御相傳之義私共より願出候由、尤歸國之上、
役場江願出候而、許状可申出由也

(19)吉川周平「南九州の神楽に見られる外国の影響―外来と在来の二種の動きの様式―」(『演劇学』第二五号、昭和五九)。吉川氏は、祓川神楽の「十二人剱」のように複数の素面の舞手が、躍動的なスキップで陣形を変えてしまう舞を、仮に〈カンスイ型の舞〉と名付け、この様式の舞が南九州の周辺や日本全土に見られない事から、霧島山麓の祓川に、外国(朝鮮)の芸能の新しい様式がもたらされて、〈カンスイ型の舞〉の様式が作られたのではないかと推測している。

祓川神舞の芸態に関する先駆的な研究であり、右の仮説は重要な問題を提示している。氏自身が認めるように検証は不十分である。吉川氏が指摘する「今後の学際的な南九州の総合研究と、周辺の国々の芸能の現地調査」が課題であり、今後の研究の成果に期待したい。

附論　神楽と神舞について

南九州において神楽と神舞は、広義には同じもののように考えられているが、文献史料の上では、明確に区別されている。例えば次に示す史料は、「庄内地理志」所引の宮崎県都城市の兼喜神社文書である(1)。

定　若宮八幡
御拝進物納所之事
一、御馬　一太刀等
一、着物類　一御寄進物之入
一、御寄進物之青銅　五十匹之内於投銭は鑰主納　五十匹於為以上は可為度別者也
度別請取可被申状如件
別当坊勝蔵院
鑰主　圓寿坊
一、神舞・神楽等之料物、雖為馬・太刀・等、正祝子請取可申者也
文禄四乙未五月吉日　時久判
三久判
若宮御笠懸は　忠虎様御代ニ而候年々被遊候中ニ御弓筋ニ付御立願茂有之候
祁答院之御鎮座内申領本復并忠真一乱御勝利之御祈祷としテ御神舞御神楽勝軍之法時々為被仰付候由社司伊賀事宮之城より東霧島御陣江罷立往来十七度ニ及候よし古き證文瀬尾家へ拵護いたし候

「神舞・神楽」「御神舞御神楽」とあるように同じ文中において区別されている事がわかる。旧薩摩藩内では、神楽(狭義)は、奏楽と神歌と内侍舞(巫女舞)とからなる曲目としてのそれである。神舞文書の番付(次第)などでは、単に「神楽」「御神楽」と記されるが、神社文書(『神社誌』や『止上神社明細書』など)では、「御神楽内侍舞」「内侍舞御神楽」と記される事が多い。御神楽は内侍舞を伴っているもので最も重要な神事舞と言ってよい。

明和四年(一七六七)の「鹿籠(かご)銘数記」(2)に、

惣而諸神社祭礼之節者、別当社僧読ニ誦経本ヲ一、太夫者捧(ササゲノット)祝答・幣(ヘイハク)ヲ、祝部(ハフリ)者鳴ニ調拍子ヲ一、吹レ笛、叩ニ太鼓一、内侍者着レ襴(チハヤ)、振レ鑾(スズ)、奏レ神楽(カクラ)ヲ、

とあるように神楽は内侍舞の事を指す。この神楽(内侍舞)に続いて、一番舞・神師など数番の舞式を伴う場合がある。これら一連の舞をカンメ(神舞い)とする見方もできるが、おそらくそうではあるまい。『神社誌』に「内侍舞御神楽有外ハ神楽無之」や「内侍舞並一番舞ヨリ七番神楽有之」と記されているように、神舞ではなく、一連の舞も神楽なのである。曲目としての神楽ではなく、普通名詞としての神楽舞を意味している。したがって、神楽に対立する神舞の概念にはなっていない。神楽(内侍舞)やその他の神楽舞は、原則として舞殿で行われた。

舞殿で行われる神楽に対して、原則として庭上で行われる神楽があった。それが神舞であったと思う。この神舞は、狭義の「神楽」や神楽舞も含むもので、ある目的のために大宝の注連の願があり、その祈祷のため、もしくは願成就の場合に願果しとして行われる大がかりな神楽(大神楽)の事である。大宝の注連を立てたり、祭場の規模や荘厳など全てに渡り盛大になる関係で、狭い舞殿ではなく庭上を祭場としたと考えられる。神楽と神舞を区別するのは、その執行形態によるものである。神楽も神舞も臨時の立願によるものと例年恒例のものと二通りある事も共通している。神楽と神舞は本質的な相違点があるわけでなく、その執行(奉納)形態の違いが両者を分別させたのだと思う。ここには神楽と神舞について小見を示したに過ぎないが、さらに厳密化する必要があるだろう。

註(1)『都城市史　史料編　近世1』
(2)『枕崎市史』

高原町文化財調査報告書　第七集

高原町祓川・狭野の神舞（神事）－本文編－

平成十二年三月

編集・発行　宮崎県高原町教育委員会
〒889-4492　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓八九九
TEL　〇九八四-四二-二一一一

印　刷　㈱長崎印刷
西諸県郡高原町大字後川内一八-二